

厚生労働省における仕事と生活の調和の実現に向けた取組 (平成22年度施策)

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた企業の取組の促進

○ 労働時間等設定改善に向けた取組の推進(1,584,653千円)

「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づく「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)の周知啓発や労働時間等の見直しに積極的に取り組む中小企業を支援する助成金(職場意識改善助成金)の支給等を行うことにより、年次有給休暇の取得促進や長時間労働の抑制など、労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を促進する。

○ 長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施(241,804千円)

長時間労働を抑制するため、事業場に対する自主的な取り組みを促進するための点検の実施や「時間外・休日労働相談コーナー」の設置等、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等を実施する。

○ 雇用調整助成金(134,579,960千円)、中小企業緊急雇用安定助成金(591,161,605千円)

雇用調整助成金実績(平成22年10月末現在):226,206,153千円(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)

雇用調整助成金の活用により、労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

○ 改正労働基準法の施行

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とした改正労働基準法が、平成22年4月1日から施行されている。

<主な改正内容>

(1) 時間外労働の割増賃金率の引上げ

・1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割以上に引上げ(中小企業については、当分の間、適用が猶予される)。

・時間外労働の限度基準告示において、限度時間(例えば1か月45時間等)を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等の努力義務の新設。

改正前) 割増賃金25%

改正後) ~45時間 割増賃金25%

45時間超 労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ(努力義務)

60時間超 割増賃金50%(法的措置)

引上げ分割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

(2) 年次有給休暇の時間単位取得

労使協定により、年5日以内に限って、時間単位での年休取得を可能とする。

(2) 中小企業における次世代育成支援対策の推進(560,139千円)

「中小企業次世代一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

(3) 仕事と家庭の両立を図ることのできる環境整備の促進

- 改正育児・介護休業法の円滑な施行(4,861,471千円)

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度の定着促進をするための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

- 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知(29,529千円)

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、「イクメン」の周知や育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

- 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(407,340千円)

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

- 事業所内保育施設に対する支援の充実(3,921,267千円)

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を引き上げる措置を継続して実施する。

- マザーズハローワーク事業の拡充(2,168,385千円)

平成22年度末支出見込み:1,942,522千円

事業拠点の増設(148箇所→163箇所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

- 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実(388,101,743千円)

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを充実することなどにより、「子ども・子育てビジョン(平成21年1月29日閣議決定)」の実現を推進する。

- 放課後児童健全育成事業等(27,420,151千円)

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る。

- 女性医師等就労支援事業(286,010千円)

平成22年度末支出見込み:269,162千円

各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。

- 女性医師支援センター事業(155,995千円)

女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業斡旋等を行うことにより、女性医師の再就業を支援する。また、再就業における講習会等を開催し、女性医師の離職防止及び再就業支援を図る。

- 病院内保育所運営事業(2,058,904千円)

平成22年度末支出見込み:1,847,614千円

医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営の一部(人件費等)や、開設のための施設整備について補助を行う。

(4) 先進企業の表彰や企業の取組の診断・点検の支援

- 均等・両立推進企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門)(3,404千円)

仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰する。

(5) パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

(1,526,915千円)

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助の実施や雇用管理改善を図る事業主に対する助成金の支給等により事業主の取組を支援。また、短時間正社員制度について、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、本制度を運用する事業主に対する助成措置を拡充する。

(6) テレワークの普及促進等対策

- 良好的な在宅就業環境の確保(63,123千円)

改正された「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、在宅就業者のスキルアップ支援、仲介機関のネットワーク形成支援等、在宅就業者及び仲介機関双方に対する総合的な支援を実施する。

- 適正な労働条件下でのテレワークの普及促進(60,006千円)

テレワーク・セミナーやテレワーク相談センターを通じ労働条件面での啓発・助言を行い、適正な労働条件下でのテレワークの普及を促進する。

(7) 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備(480,872千円)

企業が行う雇用管理改善や女性労働者のモチベーションの維持向上などの取組への支援を行う。

(8) 若者や母子家庭の母等、経済的自立が困難な者の就業支援等

- 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進(35,330,767千円)

広くフリーター等を中心に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度の活用等によりフリーター等の正規雇用化を推進する。また、年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

- 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

・母子家庭等対策総合支援事業(3,474,220千円)：母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等により自立支援を行う。
・生活保護受給者等就労支援事業(1,500,055千円)：母子家庭等の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等とか連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の就労支援を行う。

- 非正規労働者の総合的支援体制の整備(3,378,302千円)

平成22年度末支出見込み：2,541,573千円

非正規労働者就労支援センターを見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センターを設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制の整備を図る。

(9) 高齢者の再就職支援や就業継続の支援・促進

- 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進(18,325,375千円)

高年齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働く制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取り組みに対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。

- 高齢者の多様な働き方に対する支援の充実(12,541,370千円)

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業

を実施するとともに、より効果的・効率的なシルバー人材センター事業運営への取組を進める。

(10) 自己啓発や能力開発の取組支援

- 職業能力の形成支援に係る労働市場のインフラの整備(56,562,054千円)

　支出額(平成22年12月13日時点):29,334,226千円

　公共職業訓練、職業能力評価制度の整備、キャリアコンサルティング環境の整備、情報インフラの充実等を実施する。

- 若年者等に対する職業キャリアの支援(12,147,646千円)

　支出額(平成22年12月13日時点):5,532,875千円

　正社員経験の少ない方々に対して座学と実習を組み合わせた職業訓練を行う日本版デュアルシステムや、ニート等の若者の職業的自立を支援する地域若者サポートステーション事業等を実施する。